

第1章 基本的な考え方

1 国土強靱化の概要

平成 25 年 12 月、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりに向けて、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）」（以下「基本法」という。）が制定され、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。さらに、この基本法に基づいて、国土強靱化に係る他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が定められた。

基本法では、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、大規模災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について、現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により行うことを基本理念としている。

2 国土強靱化地域計画の概要

基本法では、地方公共団体の責務として、「国土強靱化に関し、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」としている。

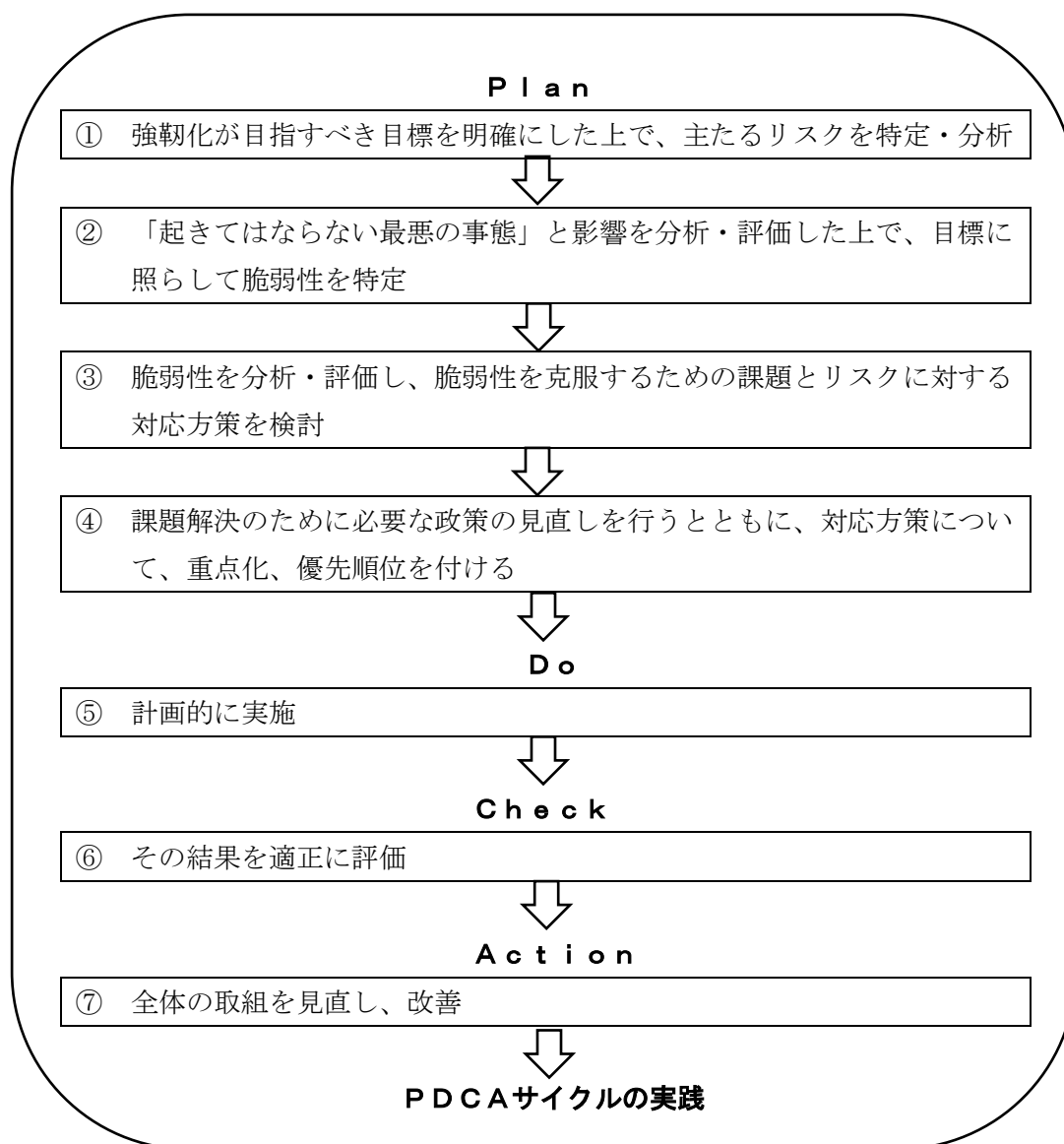
町は、この基本法に基づき、いかなる自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靱な地域づくり」を推進するための「南部町国土強靱化地域計画」を策定することとした。

3 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化の観点から、南部町総合計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものである。

4 基本的な進め方

町の強靱化は、いわば町のリスクマネジメントであり、以下のPDCAサイクルを繰り返すとともに、常に直前のプロセスに戻って見直すことで取組みを推進する。



第2章 国土強靱化の推進目標

次のとおり、「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「取組方針」を設定する。

1 基本目標

本町における強靱化を推進する上での基本目標を次のとおり設定する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

本町における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 取組方針

本町における強靱化を推進する上での取組方針を次のとおり設定する。

(1) 基本方針

- ・ 本町の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討すること
- ・ 長期的な視野を持って計画的に取組むこと
- ・ 地域間連携の強化、地域活力の向上に寄与する取組であること

(2) 適切な施策の組合せ

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組合せ、効果的に施策を推進すること
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組合せ、官と民が適切に連携及び役割分担して取組むこと
- ・ 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 町民需要の変化等を踏まえ、施策の重点化を図ること
- ・ 既存社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するものであること
- ・ 国・県の施策、民間資金の積極的な活用を図ること

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ コミュニティ機能の向上を図るとともに、強靱化の担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ・ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること
- ・ 自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮すること

(5) 県、周辺自治体、民間事業者等との連携・協働

- ・ 地域強靱化を効果的に進めるため、県、周辺自治体との相互連携による情報共有の確保、適切な役割分担に努めること
- ・ 災害時の応急対応等に備えた協定を締結するなど、広く連携を促進すること
- ・ 計画の内容が広く町民、民間事業者等に正しく理解され、適切に実行されるよう周知に努めること

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の方法

本町の強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために、本町が直面するおそれがある大規模自然災害に対し、現行の取組のどこに問題があるのか脆弱性の評価を行う。

脆弱性の評価は、国が定めた大規模自然災害等に対する脆弱性評価の指針に基づき実施した。

【脆弱性評価、推進方針検討の流れ】

① 想定するリスクの特定



② 施策分野の設定



③ 「起きてはならない最悪の事態」の設定



④ 脆弱性の評価

(「最悪の事態」を回避するために行っている現行の取組を分析・評価)



⑤ 推進方針の検討

(脆弱性の評価結果に基づき、今後必要となる施策とその推進方針を検討)

※ 起きてはならない最悪の事態ごと、施策分野ごとに整理

2 リスクの特定

国土強靱化基本計画と同様、大規模自然災害を対象とし、特定する自然災害は、地震(南海トラフ地震)、富士山火山噴火、豪雨・豪雪とする。

(1) 地震

- ① 南海トラフ地震(うち、東海地震)については、発生の切迫性が指摘されており、地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある。そのため、本町は地震防災対策を推進する必要がある「防災対策推進地域」に指定されている。
- ② 活断層による地震(糸魚川―静岡構造線地震)については、発生した場合本町に及ぼす影響が大きいと予想される。

(2) 富士山火山噴火

気象庁の定義による活火山とは、概ね1万年以内に噴火した証拠がある、又は、活発な噴気活動がある火山をいう。富士山は、1707年に噴火記録（宝永噴火）があるので、活火山である。今後、富士山で大規模な噴火が起きた場合、本町に火山灰の堆積が予想される。

(3) 豪雨・豪雪

- ① 豪雨災害については、急峻な山々に囲まれていることから、台風などの豪雨による河川の氾濫、土砂災害により大きな被害を被った多くの記録がある。
- ② 豪雪災害については、平成26年2月の豪雪で道路網が寸断され、陸の孤島となり、長期の停電や物資の不足など、町民生活に大きな影響を及ぼした。

(4) その他

こうした大規模な自然災害は、同時発生などにより複合災害になることも想定しなければならない。

3 起きてはならない最悪の事態

強靱化計画の策定に当たっては、地域を強靱化していく上で目標を明確にしていく必要がある。このため、脆弱性の評価にあたっては、第2章で設定した「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」に、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を想定した上で行うこととし、本町の地域特性を踏まえ、31のリスクシナリオを設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-5	豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態

2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下
		2-4	想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発
		3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	基幹的交通ネットワーク（中部横断自動車道・鉄道）の機能停止又は町外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPGガス等サプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2	長期にわたる水道の供給停止
		6-3	地域交通ネットワークの分断
		6-4	防災インフラの長期にわたる機能不全
		7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞

7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失

4 施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされているため、基本計画の施策分野を参考に、個別施策分野として8分野、横断的分野として3分野を設定した。

（1）個別施策分野

- ① 行政機能・消防
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業・エネルギー
- ⑤ 情報通信
- ⑥ 交通・物流
- ⑦ 農林水産
- ⑧ 国土保全

（2）横断的分野

- ① 老朽化対策
- ② リスクコミュニケーション
- ③ 地域振興

5 脆弱性評価の結果

(1) 脆弱性評価の実施手順

31の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するための現行施策を抽出し、現行施策で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。さらに、分野ごとの取組み状況が明確になるよう施策分野ごとに整理した。

(2) 脆弱性評価の結果

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価の結果は、別紙1のとおりである。

また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙2のとおりである。

なお、現行施策のうち、継続実施していく必要がある施策については、今後、限られた財源等の中で、より効果的、効率的に強靱化を推進していくために、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策の適切な組合せなど様々な工夫が必要である。

第4章 南部町強靱化の推進方針

第3章における脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本町の強靱化に向けて取り組むべき、起きてはならない最悪の事態ごと、施策分野ごとの推進方針を次のとおりとする。

1 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- 大規模建築物等、インフラの耐震対策及び長寿命化を促進し、災害に強いまちづくりを推進する。
- 住民参加型の防災訓練等の各種訓練などを通して地域防災力の強化を図るとともに、民間企業、国・県関係機関、各種団体等との協定の締結及び連携により防災体制の強化を図る。

◇防災体制の充実・強化

- ・災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

◇地域防災力の強化

- ・住民参加型の地震防災訓練の実施
- ・地区における防災訓練の実施
- ・地区防災計画等の作成促進
- ・町立小中学校における避難所運営体制（エリア防災会）の整備推進

◇建築物等の耐震対策の推進

- ・木造住宅等の耐震化の促進
- ・避難路確保のための建築物等の耐震化の促進

◇災害に強いまちづくりの推進

- ・空き家対策の推進
- ・電線類の地中化の推進

◇インフラの長寿命化、耐震化

- ・町営住宅の長寿命化の推進
- ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震化の推進
- ・橋りょうの長寿命化の推進

◇災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の整備推進

1-2 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 役場庁舎、公的施設、大規模建築物、インフラの耐震対策及び長寿命化を促進するとともに、災害に強いまちづくりを推進する。
- 住民参加型の防災訓練等の各種訓練などを通して地域防災力の強化及び防災体制の強化を図る。
- 災害時要援護者の避難受け入れ体制の整備等を促進するとともに、障害者に対する情報支援体制の構築を図る。

◇防災体制の充実・強化

- ・大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

◇地域防災力の強化

- ・住民参加型の地震防災訓練の実施
- ・地区における防災訓練の実施
- ・地区防災計画等の作成促進
- ・文化施設等における防災対策の推進

◇町庁舎等の耐震対策

◇インフラの長寿命化、耐震化

- ・町営住宅の長寿命化の推進

◇建築物等の耐震対策の推進

- ・保育所・幼稚園の耐震化の推進・促進
- ・避難路確保のための建築物等の耐震化の促進
- ・小中学校校舎、屋内運動場及び柔剣道場の耐震対策の推進
- ・有形文化財（建造物）の耐震対策の推進
- ・医療施設の耐震化の推進

◇災害に強いまちづくりの推進

- ・空き家対策の推進

◇災害時要援護者等の支援体制の充実

- ・災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設の利用の促進及び高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討
- ・災害時の介護支援者の確保推進
- ・障害者に対する情報支援体制の構築

1-3 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 河川整備等の治水対策、農地の浸水対策とともに、洪水時の広域避難体制の構築・水防訓練等を推進する。

- 災害時要援護者避難対策、災害時応急対策実施のための関係団体との連絡体制等の推進とともに、土地利用と一体となった減災対策や水防用資材の更新・備蓄を実施する。

- ◇地域防災力の強化

- ・広域避難計画の策定及び訓練の実施

- ◇福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・避難行動要支援者支援マニュアルの策定・運用

- ◇農地の保全等による災害対策の推進

- ・浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

- ◇災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の構築

- ◇洪水被害等を防止する治水対策の推進

- ・洪水被害を防止する河川整備の推進

- ◇水防対策の推進

- ・水防訓練の実施
 - ・水防用資材の備蓄の推進

1-4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- 治山施設や砂防施設整備等の土砂災害対策を進めるとともに、農地の保全等による災害対策や森林の公益的機能の維持・増進を図る。

- 災害発生時の初動対応訓練、応急業務の協力体制の推進等による防災体制の強化を図る。

- 農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう荒廃農地解消対策等を行う。

- ◇防災体制の充実・強化

- ・大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

- ◇災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の構築

- ◇森林の公益的機能の維持・増進

- ◇土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の推進
 - ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

- ◇農地の保全等による災害対策の推進

- ・老朽化した農業用ため池の整備
 - ・土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

- ◇農業・農村の多面的機能の維持・増進

- ・ 荒廃農地解消対策の推進

1-5 豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

- 民間企業、国・県関係機関、各種団体等との協定の締結及び連携の強化、緊急物資・燃料の確保を推進し、防災体制の強化を図る。

◇行政の災害対応力の強化

- ・ 他自治体との連携推進

◇防災体制の充実・強化

- ・ 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

◇災害時保健医療体制の整備

- ・ 透析患者及び在宅酸素使用者の支援体制の整備

◇災害時応急対策の推進

- ・ 災害時における応急対策業務の協力体制の構築

◇緊急物資・燃料の確保

- ・ 緊急物資の調達（調達の協定）
- ・ 災害時における燃料確保の推進
- ・ 緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備）

◇道路除排雪計画の策定

- ・ 道路除排雪計画の策定、運用

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態

- 土砂災害対策施設整備、インフラの長寿命化、耐震化、農地の保全対策等を推進するとともに、災害時に備えた道路ネットワークの整備を図る。

- 生活必需物資の調達、燃料サプライチェーン維持、応急対策業務実施等のための各関係事業者との協定締結を推進するとともに、発災後の道路機能を迅速に回復させるための道の駅等の防災機能の拡充を推進する。

- 県と連携した備蓄物資等の確保、避難所等の食料・防災資機材の確保、医薬品の確保などの対策を実施する。

◇地域防災力の強化

- ・ 備蓄物資等の確保
- ・ 耐震性貯水槽の整備推進

◇交通規制及び交通安全対策の実施等

- ・ 緊急輸送道路の通行に関する広域訓練の実施

◇インフラの長寿命化、耐震化

- ・水道施設及び水道管の耐震化の推進
- ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震化の推進
- ・橋りょうの長寿命化の推進

◇社会福祉施設の防災資機材等の整備

- ・高齢者施設及び障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進

◇災害時保健医療体制の整備

- ・医薬品等の備蓄・供給体制の整備
- ・災害時医療従事者の確保
- ・災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保

◇緊急物資・燃料の確保

- ・緊急物資の調達（調達の協定）
- ・災害に強い物流システムの構築
- ・災害時における燃料確保の推進
- ・緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備）

◇災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の構築
- ・道路の点検・啓開方法マニュアルの策定及び訓練の実施

◇道の駅等への防災施設の整備

- ・道の駅等の防災機能の確保

◇災害時に備えた道路ネットワークの整備推進

- ・林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、集落の孤立化防止）
- ・老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化
- ・基幹農道の整備
- ・大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備
- ・大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備
- ・道路防災危険箇所等の解消

◇道路除排雪計画の策定

- ・道路除排雪計画の策定、運用

◇農地の保全等による災害対策の推進

- ・土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備
- ・老朽化した農業用ため池の整備

◇土砂災害対策の推進

- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 治山施設や砂防施設整備等の土砂災害対策、公益的機能が発揮される森林の整備・保全、農地の保全対策等を推進するとともに、道路整備、インフラの耐震化・長寿命化などにより災害時に備えた道路ネットワークの整備を図る。
- 生活必需物資の調達等のための各関係事業者との協定締結を推進するとともに、発災後の道路機能を迅速に回復させるための道の駅等の防災機能の拡充を推進する。

- ◇緊急物資・燃料の確保

- ・緊急物資の調達（調達の協定）
 - ・緊急物資の確保・供給（調達の協定、緊急物資受け入れの整備）

- ◇道の駅等への防災施設の整備

- ・道の駅等の防災機能の確保

- ◇災害時に備えた道路ネットワークの整備推進

- ・林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、集落の孤立化防止）
 - ・老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化
 - ・基幹農道の整備
 - ・大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備
 - ・大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備
 - ・道路防災危険箇所等の解消

- ◇インフラの長寿命化、耐震化

- ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震化の推進
 - ・橋りょうの長寿命化の推進

- ◇道路除排雪計画の策定

- ・道路除排雪計画の策定、運用

- ◇森林の公益的機能の維持・増進

- ◇農地の保全等による災害対策の推進

- ・土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備
 - ・老朽化した農業用ため池の整備

- ◇土砂災害対策の推進

- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下

- 他自治体との連携推進及び合同訓練の実施、ヘリポートの確保・整備、災害装備資機材の整備、災害拠点医療施設のライフライン確保体制の整備、災害時保健医療体制の整備、医療施設の耐震化等による地域防災力の強化及び防災体制の強化を図る。

- ◇行政の災害対応力の強化
 - ・他自治体との連携推進
- ◇防災体制の充実・強化
 - ・災害装備資機材の整備の推進
- ◇地域防災力の強化
 - ・消防防災ヘリポートの確保・整備の推進
- ◇福祉避難所等の運営体制の充実等
 - ・避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施
- ◇災害時応急対策の推進
 - ・災害時における保健医療救護の協力体制の構築
- ◇災害時保健医療体制の整備
 - ・透析患者及び在宅酸素使用者の支援体制の整備
- ◇建築物等の耐震対策の推進
 - ・医療施設の耐震化の推進
- ◇自立・分散型エネルギーシステムの導入等
 - ・防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進
- ◇通信機能の強化
 - ・災害時の災害拠点医療施設等における通信機能の確保

2-4 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足

- 帰宅困難者・滞留者対策の推進
 - ◇帰宅困難者対策等の推進
 - ・帰宅困難者等の搬送体制の構築
 - ・庁舎内の避難者の対応検討
 - ・帰宅困難者対策の推進
 - ◇滞留旅客対策等の推進
 - ・観光事業者等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 災害時の保健指導体制の整備、防疫体制の構築、家畜伝染病対策等の推進を図る。
 - ◇災害時保健医療体制の整備
 - ・災害時における保健指導マニュアルの作成
 - ◇災害時応急対策の推進
 - ・環境悪化を防ぐための応急対策の推進

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- インフラの耐震化を推進するとともに、災害時に備えた災害時保健医療体制の整備を図る。
- 災害発生時の初動対応訓練、応急業務の協力体制の構築による防災体制の強化を図る。
- 地域人材の育成、ボランティア団体等との連携などにより、地域防災力の強化を図るとともに、避難所等の運営体制の充実、地域活性化への発展を図る。

◇地域防災力の強化

- ・避難所運営マニュアルの作成促進
- ・避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施
- ・町立小中学校における避難所運営体制（エリア防災会）の整備推進
- ・被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備

◇インフラの長寿命化、耐震化

- ・水道施設及び水道管の耐震化の推進

◇建築物等の耐震対策の推進

- ・木造住宅等の耐震化の促進
- ・小中学校校舎、屋内運動場及び柔剣道場の耐震対策の推進

◇災害時保健医療体制の整備

- ・災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保
- ・災害時における保健指導マニュアルの作成

◇福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・避難行動要支援者支援マニュアルの策定・運用
- ・避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施
- ・女性や子育て家庭、災害時要援護者に配慮した避難所運営の推進
- ・災害時要援護者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施

◇災害時要援護者等の支援体制の充実

- ・災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設の利用の促進及び高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討
- ・災害時の介護支援者の確保推進
- ・障害者に対する情報支援体制の構築

◇災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の整備推進
- ・町営住宅等の空室の提供マニュアルの整備・運用

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発

■ 災害対策用交通安全施設等の整備による交通安全対策を推進する。

◇交通規制及び交通安全対策の実施等

・災害対策用交通安全施設等の整備の推進

3-2 交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全

■ 災害対策本部・初動体制等の強化、業務継続・早期復旧のための体制整備を行い、災害対応力の強化を図るとともに、防災拠点等の非常用電源確保のため、自立・分散型電源等の導入を図る。

◇行政の災害対応力の強化

- ・庁舎の燃料タンクの満量化
- ・地震発生時等の業務継続体制の確立・検証
- ・災害時等の会計事務処理の継続及び物品調達等手続きの明確化
- ・各種システムの緊急時運用体制の確立
- ・被災時における主要な情報システムの稼働環境の整備
- ・行政データ、プログラム等のバックアップ機能強化

◇防災体制の充実・強化

- ・災害時における連絡体制の強化
- ・勤務所属に登庁できない職員の参集場所・業務の明確化
- ・非常参集体制の確立
- ・災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し
- ・災害対応に関する職員研修の充実・強化
- ・議会における非常参集体制の強化

◇自立・分散型エネルギーシステムの導入等

- ・防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進

◇道の駅等への防災施設の整備

- ・道の駅等の防災機能の確保

◇道路除排雪計画の策定

- ・道路除排雪計画の策定、運用

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 発災後のインフラ復旧のため、電気、ガス、電話等関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備、防災訓練の実施等に取り組む。

- ◇発災後のインフラ復旧対策の推進

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 町民への正確な情報提供体制や被害情報収集体制の構築、通信機能の強化等を行うとともに、様々な事態を想定した訓練等により地域防災力の強化を図る。

- ◇行政の災害対応力の強化

- ・ 公用車両の災害対応機能の強化

- ◇地域防災力の強化

- ・ 様々な事態を想定した図上訓練等の実施

- ◇通信機能の強化

- ・ 公衆無線LAN環境の整備促進
 - ・ 防災無線、防災衛星電話、FM告知端末放送等による情報伝達機能の強化

- ◇防災・災害情報提供体制の整備

- ・ 外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備
 - ・ 被災者に対する情報提供
 - ・ 災害時広報マニュアルの策定・運用
 - ・ 外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備

- ◇被災情報の収集体制の確立

- ・ 総合的な防災情報システムの構築
 - ・ ドローンによる被害状況等の情報収集体制の確立
 - ・ 被害状況等の効果的情報収集体制の確立

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産

- 町内企業への災害復旧支援制度の検討、国や県による融資制度等の周知及び相談体制の充実を図る。

- ◇企業に対する災害時支援制度の充実等

- ・ 事業継続支援制度の検討

- ◇地域活性化との連携

- ・ 町内への企業移転等の推進

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- 発災後のインフラ復旧のため、電気、ガス、電話等関係機関と協議の上、各種マニユアルの整備、防災訓練の実施等に取り組む。

- ◇発災後のインフラ復旧対策の推進

- ◇自立・分散型エネルギーシステムの導入等

- ・小水力発電等導入の促進

5-3 基幹的交通ネットワーク（中部横断自動車道・鉄道）の機能停止又は町外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響

- 砂防施設整備等の土砂災害対策、橋りょうの耐震化・長寿命化、災害時に備えた道路ネットワークの整備等により、災害に強い交通網の整備を図るとともに、緊急物資・燃料の確保、発災後のインフラ復旧対策を推進する。

- 交通誘導や交通傷害の除去等に係る事業者等との連携により、市街地における被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を実施する。

- ◇交通規制及び交通安全対策の実施等

- ・交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立

- ◇緊急物資・燃料の確保

- ・災害時における燃料確保の推進

- ◇発災後のインフラ復旧対策の推進

- ◇災害時に備えた道路ネットワークの整備推進

- ・林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、集落の孤立化防止）
- ・老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化
- ・大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備
- ・大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備

- ◇インフラの長寿命化・耐震化

- ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震化の推進
- ・橋りょうの長寿命化の推進

- ◇道路除排雪計画の策定

- ・道路除排雪計画の策定、運用

- ◇土砂災害対策の推進

- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

5-4 食料等の安定供給の停滞

- 耕作放棄地対策や農業生産基盤の整備等により生産性の向上等を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能を維持・増進する。

- ◇農地の保全等による災害対策の推進

- ・基幹的農業水利施設等の整備

◇農業・農村の多面的機能の維持・増進

- ・ 荒廃農地解消対策の推進
- ・ 農地の整備（生産基盤の整備）

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワークや石油・L P ガス等サプライチェーンの長期にわたる機能の停止

■ 災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築を推進するとともに、発災後のインフラ復旧対策の推進等を図る。

◇自立・分散型エネルギーシステムの導入等

- ・ 木質バイオマスの利活用の推進
- ・ 燃料電池自動車及び電気自動車の普及促進
- ・ 小水力発電等導入の促進

◇発災後のインフラ復旧対策の推進

◇通信機能の強化

- ・ 公衆無線LAN環境の整備促進

6-2 長期にわたる水道の供給停止

■ 水道施設の耐震化、応急給水資機材の整備等を推進するとともに、円滑な給水応援要請・活動実施のための関係機関との連携、調整等を図る。

◇インフラの長寿命化・耐震化

- ・ 水道施設及び水道管の耐震化の推進

◇災害時応急対策の推進

- ・ 応急給水資機材の整備推進
- ・ 給水協力関係の強化

6-3 地域交通ネットワークの分断

■ 道路整備、橋りょうの耐震化・長寿命化などにより、災害時に備えた道路ネットワークの整備を図るとともに、災害時の応急対策業務体制の整備、道の駅等の防災機能の拡充、道路除排雪計画の運用等を推進する。

◇災害時応急対策の推進

- ・ 災害時における応急対策業務の協力体制の構築
- ・ 道路の点検・啓開方法マニュアルの策定及び訓練の実施

◇道の駅等への防災施設の整備

- ・ 道の駅等の防災機能の確保

◇災害時に備えた道路ネットワークの整備推進

- ・林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、集落の孤立化防止）
- ・老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化
- ・基幹農道の整備
- ・大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備
- ・大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備
- ・道路防災危険箇所等の解消

◇インフラの長寿命化、耐震化

- ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震化の推進
- ・橋りょうの長寿命化の推進

◇道路除排雪計画の策定

- ・道路除排雪計画の策定、運用

◇降灰対策の推進

- ・富士山火山噴火に伴う降灰から鉄道、道路交通等の確保を図る体制づくり

6-4 防災インフラの長期にわたる機能不全

- 砂防施設整備等の土砂災害対策を進めるとともに、既存施設の機能維持・増進を図り、災害発生時の防災体制を強化する。

◇災害時応急対策の推進

- ・災害時における電源確保の推進

◇洪水被害等を防止する治水対策の推進

- ・洪水被害を防止する河川整備の推進

◇土砂災害対策の推進

- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞

- 避難路沿道建築物の耐震化を促進するとともに、被災建物等の危険度判定士の確保等を図る。

◇建築物等の耐震対策の推進

- ・避難路確保のための建築物等の耐震化の促進
- ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

7-2 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

- ため池の整備、農村資源の保全管理等による災害対策を推進する。また、既存施設の機能維持・増進を図る。

- ◇農地の保全等による災害対策の推進

- ・老朽化した農業用ため池の整備

- ◇土砂災害対策の推進

- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

- 放射性物質等の検査体制の整備、原子力災害対策の推進等を図る。

- ◇放射性物質等の検査体制の整備

- ・流通食品、水道水の放射性物質等の検査体制の整備
 - ・農産物の放射性物質等検査体制の整備
 - ・大気中の放射線測定体制の整備

- ◇原子力災害対策の推進

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 自立・分散型エネルギーシステムの導入とともに、農村資源の保全管理等の災害対策、森林の公益的機能の維持・増進、地域活性化との連携等を推進する。

- ◇自立・分散型エネルギーシステムの導入等

- ・木質バイオマスの利活用の推進

- ◇森林の公益的機能の維持・増進

- ◇農地の保全等による災害対策の推進

- ・農村資源の保全管理活動の推進

- ◇農林産物の生産技術の普及等

- ・農林産物の生産技術対策の普及
 - ・農林業者に対する経営支援制度の周知

- ◇地域活性化との連携

- ・町産材需要拡大の推進
 - ・新規就農の促進、高齢者就業機会の確保
 - ・6次産業化支援体制の充実
 - ・就農定着支援の充実、企業の農業参入の促進
 - ・町産材の安定供給のための基盤整備

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物処理体制の整備等を進める。

◇災害廃棄物処理体制の整備

- ・災害廃棄物の処理体制の整備
- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地域人材の育成、NPO、ボランティア団体等との連携などにより、地域防災力の強化を図るとともに、消防・救急・救助体制の強化、避難所等の運営体制の充実、地域活性化との連携等を図る。

◇地域防災力の強化

- ・地区防災計画等の作成促進
- ・地域防災力の強化を支える人材の育成
- ・自主防災組織の防災資機材の整備推進
- ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の推進
- ・避難所運営マニュアルの作成促進
- ・避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施
- ・防災士の養成

◇消防、救急、救助体制の強化

- ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進
- ・消防団の救助資機材等の整備推進

◇地域活性化との連携

- ・買い物弱者対策への支援
- ・高齢者の生きがいをづくり、健康づくり活動への支援
- ・町内への移住の促進

◇福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施
- ・女性や子育て家庭、災害時要援護者に配慮した避難所運営の推進
- ・災害時要援護者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施

◇建設産業を担う人材の確保等

- ・建設産業を担う人材の確保・育成の推進

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失

- 地域の活性化、森林の公益的機能の維持・増進等を図るとともに、建築物等の耐震対策を推進する。

◇地域活性化との連携

- ・高齢者の生きがいをづくり、健康づくり活動への支援
- ・地域コミュニティ維持・活性化支援

◇森林の公益的機能の維持・増進

◇建築物等の耐震対策の推進

- ・有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

2 施策分野ごとの推進方針

(1) 個別施策分野

①行政機能・消防

□行政の災害対応力の強化

- ・庁舎の燃料タンクの満量化
- ・公用車両の災害対応機能の強化
- ・地震発生時等の業務継続体制の確立・検証
- ・災害時等の会計事務処理の継続及び物品調達等手続きの明確化
- ・他自治体との連携推進

□防災体制の充実・強化

- ・災害時における連絡体制の強化
- ・勤務所属に登庁できない職員の参集場所・業務の明確化
- ・非常参集体制の確立
- ・災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し
- ・災害対応に関する職員研修の充実・強化
- ・大規模災害発生時の初動対応訓練の実施
- ・災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進
- ・議会における非常参集体制の強化
- ・災害装備資機材の整備の推進

□地域防災力の強化

- ・様々な事態を想定した図上訓練等の実施
- ・住民参加型の地震防災訓練の実施
- ・地区における防災訓練の実施
- ・地区防災計画等の作成促進
- ・広域避難計画の策定及び訓練の実施
- ・地域防災力の強化を支える人材の育成
- ・自主防災組織の防災資機材の整備推進
- ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の推進
- ・消防防災ヘリポートの確保・整備の推進
- ・避難所運営マニュアルの作成促進
- ・避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施
- ・被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備
- ・備蓄物資等の確保
- ・防災士の養成

□消防、救助、救急体制の強化

- ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進
- ・消防団の救助資機材等の整備推進
- ☐交通規制及び交通安全対策の実施等
 - ・交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立
 - ・災害対策用交通安全施設等の整備の推進
 - ・緊急輸送道路の通行に関する広域訓練の実施
- ☐町庁舎等の耐震対策

②住宅・都市

- ☐地域防災力の強化
 - ・耐震性貯水槽の整備推進
 - ・町立小中学校における避難所運営体制（エリア防災会）の整備推進
 - ・文化施設等における防災対策の推進
- ☐帰宅困難者対策等の推進
 - ・帰宅困難者等の搬送体制の構築
 - ・庁舎内の避難者の対応検討
 - ・帰宅困難者対策の推進
- ☐自立・分散型エネルギーシステムの導入等
 - ・防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進
- ☐災害時応急対策の推進
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の構築
 - ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の整備推進
 - ・町営住宅等の空室の提供マニュアルの整備・運用
 - ・災害時における電源確保の推進
 - ・応急給水資機材の整備推進
 - ・給水協力関係の強化
- ☐インフラの長寿命化、耐震化
 - ・水道施設及び水道管の耐震化の推進
 - ・町営住宅の長寿命化の推進
- ☐災害に強いまちづくりの推進
 - ・空き家対策の推進
- ☐建築物等の耐震対策の推進
 - ・木造住宅等の耐震化の促進
 - ・避難路確保のための建築物等の耐震化の促進
 - ・保育所・幼稚園の耐震化の推進・促進

- ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施
- ・小中学校校舎、屋内運動場及び柔剣道場の耐震対策の推進
- ・有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

☐ 地域活性化との連携

- ・地域コミュニティ維持・活性化支援
- ・買い物弱者対策への支援

③保健医療・福祉

☐ 福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施
- ・女性や子育て家庭、災害時要援護者に配慮した避難所運営の推進
- ・避難行動要支援者支援マニュアルの策定・運用
- ・災害時要援護者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施

☐ 地域防災力の強化

- ・被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備

☐ 災害時応急対策の推進

- ・災害時における保健医療救護の協力体制の構築

☐ 社会福祉施設の防災資機材等の整備

- ・高齢者施設及び障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進

☐ 災害時要援護者等の支援体制の充実

- ・災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設の利用の促進及び高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討
- ・災害時の介護支援者の確保推進
- ・障害者に対する情報支援体制の構築

☐ 災害時保健医療体制の整備

- ・災害時における保健指導マニュアルの作成
- ・災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保
- ・医薬品等の備蓄・供給体制の整備
- ・災害時医療従事者の確保
- ・透析患者及び在宅酸素使用者の支援体制の整備

☐ 建築物等の耐震対策の推進

- ・医療施設の耐震化の推進

☐ 地域活性化との連携

- ・高齢者の生きがいつくり、健康づくり活動への支援

④産業・エネルギー

- ☐ 発災後のインフラ復旧対策の推進
- ☐ 自立・分散型エネルギーシステムの導入等
 - ・木質バイオマスの利活用の推進
 - ・燃料電池自動車及び電気自動車の普及促進
 - ・小水力発電等導入の促進
- ☐ 企業に対する災害時支援制度の充実等
 - ・事業継続支援制度の検討
- ☐ 滞留旅客対策等の推進
 - ・観光事業者等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進
- ☐ 防災・災害情報提供体制の整備
 - ・外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備
- ☐ 建設産業を担う人材の確保等
 - ・建設産業を担う人材の確保・育成の推進
- ☐ 地域活性化との連携
 - ・町内への企業移転等の推進
 - ・町産材需要拡大の推進

⑤情報通信

- ☐ 防災・災害情報提供体制の整備
 - ・被災者に対する情報提供
 - ・災害時広報マニュアルの策定・運用
 - ・外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備
 - ・外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備
- ☐ 行政の災害対応力の強化
 - ・各種システムの緊急時運用体制の確立
 - ・被災時における主要な情報システムの稼働環境の整備
 - ・行政データ、プログラム等のバックアップ機能強化
- ☐ 発災後のインフラ復旧対策の推進
- ☐ 被災情報の収集体制の確立
 - ・総合的な防災情報システムの構築
 - ・ドローンによる被害状況等の情報収集体制の確立
 - ・被害状況等の効果的情報収集体制の確立
- ☐ 通信機能の強化
 - ・災害時の災害拠点医療施設等における通信機能の確保
 - ・防災無線、防災衛星電話、FM告知端末放送等による情報伝達機能の強化
 - ・公衆無線LAN環境の整備促進

⑥交通・物流

☐緊急物資・燃料の確保

- ・緊急物資の調達（調達の協定）
- ・緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備）
- ・災害時における燃料確保の推進
- ・災害に強い物流システムの構築

☐発災後のインフラ復旧対策の推進

☐災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の構築
- ・道路の点検・啓開方法マニュアルの策定及び訓練の実施

☐建設産業を担う人材の確保等

- ・建設産業を担う人材の確保・育成の推進

☐災害に強いまちづくりの推進

- ・電線類の地中化の推進

☐道の駅等への防災施設の整備

- ・道の駅等の防災機能の確保

☐災害時に備えた道路ネットワークの整備推進

- ・林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、集落の孤立化防止）
- ・老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化
- ・基幹農道の整備
- ・大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備
- ・大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備
- ・道路防災危険箇所等の解消

☐インフラの長寿命化、耐震化

- ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震化の推進
- ・橋りょうの長寿命化の推進

☐降灰対策の推進

- ・富士山火山噴火に伴う降灰から鉄道、道路交通等の確保を図る体制づくり

☐道路除排雪計画の策定

- ・道路除排雪計画の策定、運用

⑦農林水産

☐森林の公益的機能の維持・増進

☐自立・分散型エネルギーシステムの導入等

- ・木質バイオマスの利活用の推進

- 災害時応急対策の推進
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の構築
 - ・環境悪化を防ぐための応急対策の推進
- 土砂災害対策の推進
 - ・治山事業による土砂災害対策の推進
- 農地の保全等による災害対策の推進
 - ・農村資源の保全管理活動の推進
 - ・老朽化した農業用ため池の整備
 - ・土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備
 - ・基幹的農業水利施設等の整備
 - ・浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備
- 農林産物の生産技術の普及等
 - ・農林産物の生産技術対策の普及
 - ・農林業者に対する経営支援制度の周知
- 放射性物質等の検査体制の整備
 - ・流通食品、水道水の放射性物質等の検査体制の整備
 - ・農産物の放射性物質等検査体制の整備
- 災害時に備えた道路ネットワークの整備推進
 - ・基幹農道の整備
- 農業・農村の多面的機能の維持・増進
 - ・荒廃農地解消対策の推進
 - ・農地の整備（生産基盤の整備）
- 地域活性化との連携
 - ・町産材需要拡大の推進
 - ・新規就農の促進、高齢者就業機会の確保
 - ・6次産業化支援体制の充実
 - ・就農定着支援の充実、企業の農業参入の促進
 - ・町産材の安定供給のための基盤整備
 - ・町内への移住の促進

⑧国土保全

- 原子力災害対策の推進
- 森林の公益的機能の維持・増進
- 災害廃棄物処理体制の整備
 - ・災害廃棄物の処理体制の整備
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）

- 災害時応急対策の推進
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の構築
- 土砂災害対策の推進
 - ・治山事業による土砂災害対策の推進
 - ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
- 農地の保全等による災害対策の推進
 - ・老朽化した農業用ため池の整備
 - ・浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備
 - ・土砂災害を防ぐ農業用水利施設等の整備
 - ・基幹的農業水利施設等の整備
- 洪水被害等を防止する治水対策の推進
 - ・洪水被害を防止する河川整備の推進
- 農業・農村の多面的機能の維持・増進
 - ・荒廃農地解消対策の推進
 - ・農地の整備（生産基盤の整備）
- 水防対策の推進
 - ・水防訓練の実施
 - ・水防用資材の備蓄の推進
- 放射性物質等の検査体制の整備
 - ・大気中の放射線測定体制の整備
- インフラ長寿命化、耐震化
 - ・水道施設及び水道管の耐震化の推進

（２）横断的分野

①老朽化対策

- 公共施設等の総合的・計画的な管理の推進
 - ・公共施設等総合管理計画の見直しと管理
- 医療施設の老朽化対策の推進
 - ・医療施設の耐震化の推進
- 水道施設の老朽化対策の推進
 - ・水道施設及び水道管の耐震化の推進
- 道路、橋りょう等の老朽化対策の推進
 - ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震化の推進
 - ・橋りょうの長寿命化の推進
 - ・老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化
 - ・基幹農道の整備

- ・緊急輸送道路及び生活道路における老朽化対策
- 農業用施設等の老朽化対策の推進
 - ・農村資源の保全管理活動の推進
 - ・老朽化した農業用ため池の整備
 - ・土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備
 - ・基幹的農業水利施設等の整備
 - ・浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備
 - ・農地の整備（生産基盤の整備）
- 町営住宅の老朽化対策の推進
 - ・町営住宅の長寿命化の推進

②リスクコミュニケーション

- 災害時相談支援体制の充実
 - ・被災者の総合相談体制の充実
 - ・災害時の町税救済措置制度の周知・円滑な対応
 - ・被災者の生活再建支援の充実
 - ・災害時の心のケア研修の実施
- 防災教育等による地域防災力の強化
 - ・効果的な防災教育のための情報共有、連携等の促進
 - ・町民の防災意識の啓発
 - ・家庭や事業所等における備蓄充実の促進
 - ・外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備
 - ・土砂災害防災訓練の実施
 - ・警戒宣言発令時における自動車の不使用・自粛に関する広報等の実施
- 学校における防災教育等の推進
 - ・各種防災教室などの実施
 - ・小中学校における防災対策、児童生徒に対する防災教育及び安全確保対策の推進
 - ・小中学校の教職員のカウンセリング知識の向上
- ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知
 - ・土砂災害・洪水ハザードマップの周知

③地域振興

- 地域防災力の強化
 - ・住民参加型の地震防災訓練の実施
 - ・地区における防災訓練の実施

- ・自主防災組織の防災資機材の整備促進
- ・他自治体との連携推進
- ・地域防災力の強化を支える人材の育成
- ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の推進

□地域活性化との連携

- ・地域コミュニティ維持・活性化支援
- ・買い物弱者対策への支援
- ・高齢者の生きがいづくり、健康づくり活動への支援
- ・町内への企業移転等の推進
- ・町産材需要拡大の推進
- ・新規就農の促進、高齢者就業機会の確保
- ・6次産業化支援体制の充実
- ・就農定着支援の充実、企業の農業参入の促進
- ・町産材の安定供給のための基盤整備
- ・町内への移住の促進

（３）複合的組織分野

大規模な自然災害発生などによる事態を想定し、全ての施策分野において、複合的に事業を推進していくものとする。

第5章 施策の重点化

1 特に回避すべき「起きてはならない最悪の事態」の選定

限られた能力、財源で町土の強靱化を進めるためには、施策の優先度の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

このため、8の「事前に備えるべき目標」に係る31の「起きてはならない最悪の事態」の中から、人命の保護、どの災害でも起こりうる共通性・広汎性、本町の地域的特性等の観点から、特に回避すべき15の「起きてはならない最悪の事態」を選定した。

特に回避すべき起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		特に回避すべき起きてはならない最悪の事態（15事態）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-3	基幹的交通ネットワーク（中部横断自動車道・鉄道）の機能停止又は町外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞

6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPGガス等サプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-3	地域交通ネットワークの分断
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

2 施策の重点化

1の特に回避すべき「起きてはならない最悪の事態」に対応する施策の中から、脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を回避するために効果が大きい施策又は緊急性が高い施策、影響が広範囲にわたる施策、災害時だけでなく平時の活用度が高い施策等を優先度の高い施策として選定し、本計画において特定したリスク（大規模自然災害）ごとの対策として整理した。

なお、施策の重点化については、毎年度の計画の進捗管理を踏まえ、適宜見直す。

(1) 地震

ア 耐震化等の対策

建築物の地震に対する安全性向上のため、町庁舎、学校等の公的施設、大規模建築物、避難路沿道建築物、住宅等の耐震対策の促進を図るとともに、インフラの長寿命化・耐震化、電線類地中化の実施等を通して災害に強い地域づくりを推進する。

また、住民参加型の防災訓練等の各種訓練を通して町民の防災意識を高め、災害対応力の向上を図る。

○建築物等の耐震対策の推進

- ・小中学校校舎、屋内運動場及び柔剣道場の耐震対策の推進
- ・保育所・幼稚園の耐震化の推進・促進 ・木造住宅等の耐震化の促進
- ・避難路確保のための建築物等の耐震化の促進 ・医療施設の耐震化の推進

○町庁舎等の耐震対策

○災害に強いまちづくりの推進

- ・空き家対策の推進 ・電線類の地中化の推進

○インフラの長寿命化、耐震化

- ・町営住宅の長寿命化の推進 ・橋りょう長寿命化の推進
- ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震化の推進

○地域防災力の強化

- ・住民参加型の地震防災訓練の実施
- ・地区における防災訓練の実施

イ 土砂災害等による陸の孤島化対策

土砂災害から町民の生命・財産を守る治山施設や砂防施設等の整備を進めるとともに、公益的機能が発揮される森林の整備・保全、農地の保全対策等を推進する。

陸の孤島化対策として、避難路・緊急輸送道路・代替輸送路となる道路を整備し、災害に強い交通網の整備を図る。また、発災時の生活必需物資の調達、サプライチェーン維持のための各関係業者との協定締結を推進するとともに、発災後の道路機能を迅速に回復させるための道の駅等の防災機能拡充やインフラ復旧のための体制整備を推進する。

○土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の推進 ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

○森林の公益的機能の維持・増進

○農地の保全等による災害対策の推進

- ・土砂災害を防ぐ農業用水利施設等の整備

○緊急物資・燃料の確保

- ・緊急物資の調達（調達の協定） ・災害時における燃料確保の推進
- ・緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ態勢の整備）

○道の駅等への防災施設の整備

- ・道の駅等の防災機能の確保

○災害時に備えた道路ネットワークの整備推進

- ・林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、集落の孤立化防止）
- ・老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化 ・基幹農道の整備
- ・大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備
- ・大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備
- ・道路防災危険箇所等の解消

○インフラの長寿命化、耐震化

- ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震化の推進 ・橋りょう長寿命化の推進
- ・水道施設及び水道管の耐震化の推進

○発災後のインフラ復旧対策の推進

（２）富士山火山噴火

ア 富士山火山噴火対策

降灰対策についての体制づくりを進める。

○降灰対策の推進

- ・ 富士山火山噴火に伴う降灰から鉄道、道路交通等の確保を図る体制づくり

(3) 豪雨・豪雪

ア 水害対策

町民の生命・財産を守るための河川整備や洪水時の広域避難体制の整備、水防訓練等の実施に取り組む。

○地域防災力の強化

- ・ 広域避難計画の策定及び訓練の実施

○洪水被害等を防止する治水対策の推進

- ・ 洪水被害を防止する河川整備の推進

○水防対策の推進

- ・ 水防訓練の実施

○農地の保全等による災害対策の推進

- ・ 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

イ 土砂災害等による陸の孤島化対策

土砂災害から町民の生命・財産を守る治山施設や砂防施設等の整備を進めるとともに公益的機能が発揮される森林の整備・保全、農地の保全対策等を推進する。

陸の孤島化対策として、避難路・緊急輸送道路・代替輸送路となる道路を整備し、災害に強い交通網の整備を図る。また、発災時の生活必需物資の調達、サプライチェーン維持のための各関係業者との協定締結を推進するとともに、発災後の道路機能を迅速に回復させるための道の駅等の防災機能拡充やインフラ復旧のための体制整備を推進する。

「(1) イ 土砂災害等による陸の孤島化対策」に次の施策を追加する。

○道路除排雪計画の策定

- ・ 道路除排雪計画の策定、運用

(4) すべての災害に関連する事項

ア 情報収集・発信体制の強化

町民への正確な情報提供体制の構築、被災情報の迅速な収集・共有のためのシステム整備等の被害情報収集体制の構築、通信機能の強化を行う。また、外国人住民・旅行者に対する防災情報提供体制の整備を促進する。

○通信機能の強化

- ・ 公衆無線 LAN 環境の整備促進
- ・ 防災無線、防災衛星電話、FM告知端末放送等による情報伝達機能の強化

○防災・災害情報提供体制の整備

- ・被災者に対する情報提供
- ・外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備
- ・外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備

○被災情報の収集体制の確立

- ・被害状況等の効果的情報収集体制の確立
- ・ドローンによる被害状況等の情報収集体制の確立

イ 救助・救急活動体制、医療・救護活動体制の充実強化

広域医療搬送体制の整備を推進し、災害時保健医療体制の強化を図る。

○地域防災力の強化

- ・消防防災ヘリポートの確保・整備の推進

○消防・救急・救助体制の強化

○災害時保健医療体制の整備

ウ 行政機関の維持

庁舎等の耐震対策や災害対策本部の初動体制等の強化、業務継続・早期復旧のための体制整備等を行い、行政の災害対応力の強化を図る。

また、防災拠点等の非常用電源を確保するため、自立・分散型電源等の導入を図る。

○行政の災害対応力の強化

- ・地震発生時等の業務継続体制の確立・検証
- ・災害時等の会計事務処理の継続及び物品調達等手続きの明確化
- ・各種システムの緊急時運用体制の確立
- ・被災時における主要な情報システムの稼働環境の整備

○防災体制の充実・強化

- ・非常参集体制の確立
- ・災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し

○地域防災力の強化

○町庁舎等の耐震対策

○自立・分散型エネルギーシステムの導入等

- ・防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進

エ 食料の安定供給

食料の安定供給のため、荒廃農地の発生防止・解消を図るとともに、未整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道、農業水利施設等を抱える地域において、生産基盤を整備して生産性の向上、農家経営の安定化を図り、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する。

○農業・農村の多面的機能の維持・増進

- ・荒廃農地解消対策の推進
- ・農地の整備（生産基盤の整備）

オ 自立・分散型エネルギーシステムの導入等

地域の活性化や、安全・安心な地域づくりを推進するため、太陽光や小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーに加え、燃料電池や新エネルギー等をバランスよく導入し、エネルギー供給力を充実させ、災害に強く平常時の省エネにも貢献できる、自立・分散型エネルギー社会の構築を推進する。

○自立・分散型エネルギーシステムの導入等

- ・木質バイオマスの利活用の推進
- ・燃料電池自動車及び電気自動車の普及促進
- ・小水力発電等導入の促進

○発災後のインフラ復旧対策の推進

カ 地域交通ネットワークの維持

避難路・緊急輸送道路・代替輸送路となる道路の整備や橋りょうの長寿命化、耐震化等により、災害時に備えた道路ネットワークの整備を図る。

また、災害時の応急対策業務体制を整備するとともに、道路機能を迅速に回復させるため、道の駅等の防災機能の確保等を推進する。

○災害時に備えた道路ネットワークの整備推進

- ・林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、集落の孤立化防止）
- ・老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化
- ・基幹農道の整備
- ・大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備
- ・大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備
- ・道路防災危険箇所等の解消

○インフラの長寿命化、耐震化

- ・緊急輸送道路の橋りょうの耐震化の推進
- ・橋りょう長寿命化の推進

○災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の構築
- ・道路の点検・啓開方法マニュアルの策定及び訓練の実施

○道の駅等への防災施設の整備

- ・道の駅等の防災機能の確保

○道路除排雪計画の策定

- ・道路除排雪計画の策定、運用

キ 防災教育・普及啓発の推進

災害時における相談支援体制の充実、ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知、学校における防災教育等を通して災害に対する意識啓発や災害対応力の向上を図る。

また、防災教育関連事業の一層の充実を図るため、関係各課等の情報共有や相互連携を推進する。

○災害時相談支援体制の充実

- ・被災者の総合相談体制の充実
- ・災害時の町税救済措置制度の周知・円滑な対応
- ・被災者の生活再建支援の充実
- ・災害時の心のケア研修の実施

○防災教育等による地域防災力の強化

- ・効果的な防災教育のための情報共有、連携等の促進
- ・町民の防災意識の啓発
- ・家庭や事業所等における備蓄充実の促進

○学校における防災教育等の推進

- ・各種防災教室などの実施
- ・小中学校における防災対策、児童生徒に対する防災教育及び安全確保対策の推進

○ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知

- ・土砂災害・洪水ハザードマップの周知

ク 人材育成の推進

防災対策に関する意識啓発及び防災士の養成を進め、地域の防災力を支える人材を育成する。

○地域防災力の強化

- ・地域防災力の強化を支える人材の育成
- ・防災士の養成

ケ 官民連携の推進

災害時における相談支援体制の充実とともに、NPO、ボランティア団体等との連携の促進により防災体制の強化を図る。

○災害時相談支援体制の充実

- ・被災者の総合相談体制の充実

○地域防災力の強化

- ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の推進

コ 老朽化対策の推進

これから更新時期を迎える老朽施設が増加することを見据え、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する計画を策定し、フォローアップするとともに、個別の長寿命化計画に基づき計画的な公共施設等の老朽化対策を推進する。

○公共施設等の総合的・計画的な管理の推進

- ・公共施設等総合管理計画の見直しと管理

第6章 計画の推進と見直し

1 計画の進捗管理と見直し

本町の強靱化の実現には、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要である。そのため、計画の進捗管理と見直しを適切に行うための体制を整備し、PDCAサイクルによる改善を重ねていく。

2 計画の推進期間

本計画は、他の計画の指針という性格や中長期的な推進方針となることから、令和3年度から令和7年度までの5年を推進期間とする。

ただし、施策の進捗や本町を取り巻く状況の変化に応じて必要な見直しを行う。

3 他の計画等の見直し

本計画は地域強靱化の観点から様々な計画の指針となるものであるため、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。